

河内長野市学校給食のあり方検討委員会

答申書

令和4年4月

— 目 次 —

1. 学校給食に関する基本的事項の共有について	1
1.1. 学校給食法について	1
1.2. 学校給食の区分と内容について	2
1.3. 大阪府下における中学校給食の実施状況について	2
2. 選択制給食と全員給食の方向性について	3
3. 学校給食の実施方式に関する基本的事項の共有について	4
3.1. 4つの実施方式の概要について	4
3.2. 学校給食衛生管理基準について	4
3.3. 学校給食に関する栄養教諭の配置基準について	4
4. 全員給食の実施に向けた学校給食の観点について	5
4.1. 食育に関する意見	5
4.2. 地産地消に関する意見	5
4.3. 衛生管理に関する意見	5
4.4. 学校現場における課題対応に関する意見	5
4.5. 学校給食の公会計化に関する意見	5
5. 河内長野市立小中学校における給食関連スペース等の調査について	6
5.1. 調査結果	6
5.2. 委員からの主な意見	7
6. 各実施方式における経費について	7
7. 各実施方式の検討について	8
8. 望ましい学校給食の実現に向けた方向性について	9
9. 検討報告まとめ	10

【巻末資料】

- 河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例
- 河内長野市学校給食のあり方検討委員会 委員名簿

1. 学校給食に関する基本的事項の共有について

検討委員会として、まずは全委員が学校給食に関する基本的な事項について共通理解を図るとともに、大阪府内の中学校給食の実施状況などの情報を共有しました。

1.1. 学校給食法について

学校給食は、学校給食法、学校給食実施基準に基づき、実施することとなっています。

学校給食法（昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号）（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（学校給食実施基準）

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

（学校給食衛生管理基準）

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とする。

学校給食実施基準（平成 21 年 3 月 31 日文部科学省告示第 61 号）（抜粋）

（学校給食の実施対象等）

- ・対象：在学するすべての児童又は生徒に対して実施
- ・回数：年間を通じ、原則として毎週 5 回、授業日の昼食時に実施
- ・栄養内容：栄養内容の基準は、学校給食摂取基準のとおりとする。

1.2. 学校給食の区分と内容について

学校給食は学校給食法施行規則第 1 条により、次の 3 種類に分類されています。

区分	内容
完全給食	パン又は米飯、ミルク及びおかず
補食給食	ミルク及びおかず等
ミルク給食	ミルクのみ

1.3. 大阪府下における中学校給食の実施状況について

大阪府下における中学校給食の実施状況は次のとおりとなっており、令和 2 年度現在、全員給食は 32 の自治体、選択制給食は 11 の自治体が実施しております。選択制給食を実施している吹田市、茨木市、豊中市、摂津市、堺市については全員給食の実施に向けて取り組んでおり、今後全員給食を実施する自治体数は更に増加していくことが想定されます。

項目	センター方式	自校調理方式	親子調理方式	民間調理場活用方式
全員給食	四条畷市	門真市	高槻市	松原市
	交野市	和泉市	島本町	寝屋川市
	大阪狭山市	熊取町	大阪市	大東市
	千早赤阪村	田尻町	-	阪南市
	柏原市	岬町	-	豊能町
	藤井寺市	箕面市	-	貝塚市
	太子町	高石市	-	泉南市
	河南町	忠岡町	-	泉大津市
	泉佐野市	能勢町	-	東大阪市※1
	池田市	島本町	-	-
	岸和田市	高槻市	-	-
	-	大阪市	-	-
選択制	河内長野市	富田林市	-	吹田市※2
	枚方市	-	-	羽曳野市
	-	-	-	茨木市※2
	-	-	-	守口市
	-	-	-	豊中市※2
	-	-	-	摂津市※2
	-	-	-	堺市※2
	-	-	-	八尾市

※1 東大阪市は、平成 31 年 4 月より順次導入しており、令和 4 年度までに全校に導入予定

※2 全員給食実施に向け検討中

2. 選択制給食と全員給食の方向性について

本市では中学校給食について、平成 23 年度から現行の選択制給食を実施しております。しかし、市立学校給食センターの調理機材等の老朽化や、選択制給食の改善に係る様々な取組をしましたが喫食率が約 5%と低水準である事、大阪府下の全員給食の実施状況の動向等を踏まえ、本市における中学校給食の今後の方向性について改めて検討しました。

委員からの主な意見は以下のとおりです。

<p>全員給食のメリットに関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全員給食がいいと思う。中学校の子どもたちにも小学校と同じように、同じものを安心してみんなと一緒に食べられるということを希望している。 • 現状、小学校は全員給食であるため、小学校で給食のシステムに慣れているということを考えると、中学校で全員給食をスタートすることに違和感はないと思う。 • 夫婦共働きでお弁当を作りたくても作れない親もいるため、全員給食を希望する声が自分の周りには多い。 • 家庭の事情で選択制給食を食べられていない子どももいるため、全員給食が救いになるのではないか。 • 我が家では給食のメニュー表を通して子どもとのコミュニケーションが増えている。
<p>全員給食のデメリットに関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 選択制給食がいいと思う。コミュニケーション能力を昼休みに培っている可能性があり、全員給食を導入することで昼休みの時間が減ってしまうと、コミュニケーション能力を培う時間が減ってしまうのではないかという懸念が残る。 • 先生が給食の仕事に携わることで、昼休みに子どもたちと向き合う時間が限られてしまうのではないかなど、プラス面だけでなくマイナス面もあるということを考えながら進めていく必要がある。 • 全員給食を導入することで、クラブ活動等、放課後の活動に影響が生じる可能性があるのではないか。 • 親が子どもに弁当を作ることで、感謝の心を育むことができるのではないか。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 選択給食のPRを深めていくという視点も必要で、もし選択制でいくのであれば、選択制の良さを子どもたちにもう少し知らせてあげれば増えると思う。 • 全員給食に向けて進めていく上での問題点だけでなく、今の選択制が抱えている問題点をどう解決していくかということについても議論が必要だと思う。 • 全員給食を導入する場合においても、選択制給食の良さである親子間の愛情表現や、保護者目線での子どもの健康管理を組み入れているということをしっかり考え、残しながらやっていくべきである。 • 弁当を通して親から子への愛情をかけるという部分は、色んな工夫で違うことで愛情をかける方法もあると思う。

3. 学校給食の実施方式に関する基本的事項の共有について

4つの実施方式を検討するにあたり、基本的な事項について確認を行いました。

3.1. 4つの実施方式の概要について

4つの実施方式の概要は次のとおりです。

区分	内容	市の現状
センター方式	センターで調理した給食を各校に配送する方式	小学校：全員給食 中学校：選択制給食（ランチボックス方式）
自校調理方式	学校内の給食室で調理したものを当該校の生徒が喫食する方式	
親子調理方式	近隣の学校の給食室で調理した給食を配送する方式	
民間調理場活用方式	民間事業者の調理施設で調理したものを各校に配送する方式	

3.2. 学校給食衛生管理基準について

学校給食の衛生管理を適切に行うために文部科学省が定めている基準であり、学校給食の実施者は、同基準に基づき学校給食施設及び設備、調理の過程、衛生管理体制等について適切な衛生管理に努め、食中毒等の発生を防止することが求められています。なお、本基準はいずれの実施方式を採用する場合においても遵守しなければなりません。

3.3. 学校給食に関する栄養教諭の配置基準について

学校における食育推進の中核的な役割を担っているのが栄養教諭であり、国の配置基準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）は次のとおりとなっています。

区分	配置基準
単独調理場 (自校調理方式)	調理場がある学校に下記の基準で配置 ・児童または生徒数 550 人未満の学校：4 校に 1 人 ・児童または生徒数 550 人以上の学校：1 人
共同調理場 (親子調理方式・ センター方式)	共同調理場に下記の基準で配置 ・児童または生徒数 1,500 人以下：1 人 ・児童または生徒数 1,501 人～6,000 人：2 人 ・児童または生徒数 6,001 人以上：3 人

4. 全員給食の実施に向けた学校給食の観点について

学校給食のあり方を検討する上で、食育・地産地消・衛生管理・学校現場における課題対応・学校給食の公会計化について意見交換を行いました。

委員からの主な意見は以下のとおりです。

4.1. 食育に関する意見

- 献立を立てるときに、毎月給食センターが発行している献立メニュー表を参考にしている。実際に食べて、感じて、自宅でも作っていかうという形でとても良いことだと思う。
- 本市の食育に関する取組を知り、献立がとても考えて作られていることを実感し、より一層給食が良いと思った。親の立場として、私たちが毎日作るより、あえて子どもには給食を食べさせたい。
- 本市の食育に関する取組を知り、保護者の立場ではできないような活動をしていただいていることに感謝する。きっと子どもの心の中にもずっと残るものだと思う。
- 生産者の顔が見えると親しみが湧いて食育にもつながると思う。

4.2. 地産地消に関する意見

- 栄養教諭が色々な取組をしてくれていると思う。ただし、中学校でも同じように活動が広がっていくのか疑問である。どのような方式にしても大阪府から配置される栄養教諭の人数だけでは、厳しいのではないか。

4.3. 衛生管理に関する意見

- 給食センターの見学に行った際、工程ごとに部屋が分かれており、エプロンの色も違っていたので、食中毒に気を付けて調理しているということが見ればすぐに分かるようになっている。

4.4. 学校現場における課題対応に関する意見

- 放課後の部活動に関しては他の学校行事との関係で支障が生じることがあるのは避けられないと思う。ただし、給食が導入されることで救われる生徒もたくさんいることが考えられ、栄養面や食育等、得ることも多くある。そのため、バランスを考えたときに、全員給食の実施には賛成である。
- 給食の時間は、授業の一つと同じ（食育）であり、大切な時間なので、少し部活動の時間が少なくなることは仕方がないと思う。

4.5. 学校給食の公会計化に関する意見

- 教員が学校給食費を徴収することは負担であるため、別途市で対応していただけると有難い。
- 学校給食費の徴収は、教員のボランティア精神に頼っているため、負担をかけているのであれば早く解決してあげてほしいと思う。
- 公会計化によって市の新たな人件費負担が発生するのではないか。
- 公会計化になると食材の購入費は市の会計から支払われるため、学校給食費の未納が多いと財政負担が増えるのではないか。

5. 河内長野市立小中学校における給食関連スペース等の調査について

全員喫食制の学校給食の実施に向け、調理実施方式（自校調理方式・親子調理方式）の実現可能性を検討することを目的に、以下の調理場整備における前提条件下で実施した現地調査結果について確認し、意見交換を行いました。

- ① 調理場整備に必要な面積を確保することができ、現在空地であり、児童生徒、配送車両の動線を確保することができる場所とする。
- ② 各学校の既存施設を維持するものとする。そのため、学校敷地外の土地の買収やフェンス等の撤去は視野に入れない。ただし、狭小の敷地であることや児童・生徒の配膳ルートを考慮し、やむ終えない場合、植栽等の撤去を検討する。
- ③ 運動場における調理場整備は、体育の授業等学校運営に支障をきたすため、基本的に検討しない。
- ④ 各学校の台帳では、校舎の躯体への影響が判断できないため、増設ではなく単独棟での整備を検討する。
- ⑤ 各校舎の1階の教室については、毎年支援を要する児童生徒がいる場合があるため、優先的に普通教室での利用としている。そのため校舎1階の複数の教室を改修して行う調理場整備は検討しない。
- ⑥ 中学校における配膳室整備において、基本的には既存施設（普通教室）の改修とするが、現場でのヒアリングの結果、生徒がいる校舎棟の1階に空き教室がない場合は単独棟での整備を検討する。

5.1. 調査結果

自校調理場が配置できる可能性が高い中学校は4校/7校、小学校は5校/13校、親子共同調理場が配置できる可能性が高い中学校は3校/7校、小学校は3校/13校でした。

配置可能ですが課題のある学校については、駐車場の一部が利用できなくなる、植栽の伐採が必要になる等の課題がありました。

課題がある学校については、調理場候補地までの配送車両の動線が確保できない、学校活動で使用しており、敷地内に余剰スペースがない等の理由により配置に課題がありました。

以上の結果から、一部の小中学校では、敷地に余裕が見受けられるものの、多くの小中学校は敷地に余裕がありませんでした。一見余裕に見える場所に調理場を建設する場合でも、児童生徒や配送車両の動線が確保できないこと等の懸念事項があることが分かりました。

5.2. 委員からの主な意見

- 運動場は体育や部活動等、教育活動の中で色んな形で使用しており、狭い運動場の学校もある。そこを削られるのは、子どもたちにとってかわいそうだと思う。学校としても、教育活動の部分は確保したいと考える。
- 校舎の敷地内を使用することは、学校教育活動上支障が生じると思う。
- 空き教室を使用して調理場を配置できるのではないか。
- 空き教室は委員会での活動や、気持ちがしんどくなった生徒が落ち着く場所としても利用している。空き教室はただ空いているだけでなく、色々な意味で利用されているということを踏まえて考えていただきたい。
- 安全面が心配である。門からの細い道を配送車が通るとなると、生徒たちが危ないと思う。

6. 各実施方式における経費について

この検討委員会は、「経費」で給食の実施方式を検討するのではなく、河内長野市の小中学生にとって望ましい給食のあり方を検討することが目的であることから、4つの実施方式に係る経費試算（概算）はあくまで確認する程度にとどめ、いずれの実施方式を採用しても、多額の経費を必要とする、という共通認識を図るにとどめました。

7. 各実施方式の検討について

前述までの議論を踏まえ、河内長野市の小中学生にとってそれぞれの委員が望ましいと考える学校給食の実施方式について意見交換を行いました。

(1) センター方式について

センター方式は現在本市で導入されており、安心して任せられることができるという意見や、現状各学校における敷地内の余剰スペースが少ないため、センター方式が望ましいという意見等が挙げられました。

一方で、工事期間中の給食提供がどうなるのか不安であるという意見や、厨房機器の故障時や災害時等で給食が提供できなくなるリスクがあるのではないかと意見等が挙げられました。

(2) 自校調理方式について

生徒の身近で調理が行われることから、調理員等とのコミュニケーションがとりやすいという意見や、栄養士等雇用の増加や、自校調理方式を採用していることが移住の決め手となることにより、人口増加が期待できるのではないかと意見、調理器具の移動がしやすく、災害時や改修工事の際に有効であるという意見等が挙げられました。

一方で、現状各学校における敷地内の余剰スペースが少ないという意見や、学校ごとで導入時期がずれるため、不公平となることが懸念されるという意見、本市において今後子どもが増えていく見込みはなく、学校も減少していくことが考えられるため、整備しても無駄になるのではないかと意見等が挙げられました。

(3) 親子調理方式について

親子調理方式を併用することにより、自校調理方式での実施は可能ではないかと意見が挙げられました。

一方で、現状各学校における敷地内の余剰スペースが少ないという意見や、学校ごとで導入時期がずれるため、不公平となることが懸念されるという意見、本市において今後子どもが増えていく見込みはなく、学校も減少していくことが考えられるため、整備しても無駄になるのではないかと意見等が挙げられました。

(4) 民間調理場活用方式について

2時間喫食が実現できる配送時間圏内に、本市の予定食数を提供できる民間調理場の確保の課題や、学校給食衛生管理基準を満たす民間弁当業者の確保の課題等があり、民間調理場活用方式が望ましいと考える意見は挙げられませんでした。

8. 望ましい学校給食の実現に向けた方向性について

河内長野市にとって望ましい学校給食の実現に向けた方向性について議論した結果、次の5項目を基本方針として位置づけ、その項目ごとに内容を整理しました。

(1) 「全員喫食」による中学校給食の実現

- 栄養バランスのとれた食事をとることは、成長期にある中学生の心身の健全な発達に資すること、共働き世帯の増加により家庭状況が変化してきていること、学校給食法の改正等国の施策を踏まえ、「全員喫食」による中学校給食の実現が望ましいこと。
- 全員給食を導入する場合においても、選択制給食の良さ（親子間の愛情表現や、保護者目線での子どもの健康管理）を活かした取組を適宜実施すること。

(2) 安心・安全な学校給食

- 安心・安全な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準（文部科学省発出）」に基づいた適切な衛生管理環境や体制を構築し、徹底した衛生管理を今後も継続していくこと。
- 新たに給食施設設備を整備するにあたっては、安定した給食提供が行えるよう、創意工夫を図ること。
- 食物アレルギーを有する児童生徒を含め、給食時間を児童生徒が安心して過ごせるよう、安全等に配慮すること。

(3) 食育・地産地消の推進

- 栄養教諭等の人員配置を含めた体制整備を図り、中学校においても効果的に食育を推進すること。
- 献立の作成にあたっては、河内長野市産や大阪府産等の地場産の食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の推進を図ること。

(4) 学校運営・学校環境への影響の軽減

- 学校運営や教育環境への影響を最小限に抑え、生徒の学習活動に支障が生じないよう十分に配慮すること。
- 給食関係車両の通行等、新たな環境変化に対する生徒の安全確保に努めること。
- 公平性の観点から、学校間に著しく実施時期に差異が生じないよう努めること。
- 教職員の負担軽減や給食費の滞納等の課題解決を図るため、「給食費の公会計化」についての研究・検討に努めること。

(5) 学校給食の提供にかかるリスクへの対応

- 施設及び設備・備品等の不具合及び故障等のリスクに対応できる体制整備を図ること。
- 予防保全を基本とし、定期的に点検やモニタリングを実施することで、経年劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。

9. 検討報告まとめ

本検討委員会は、令和3年2月に河内長野市教育委員会からの諮問を受け、河内長野市の学校給食について望ましい実施方式をはじめ、「安心、安全、安定した学校給食の提供」を前提とした給食実施にあたっての留意点や創意工夫により善処できる点などについて、様々な観点から検討を行うよう依頼を受け、これまで協議を重ね、鋭意検討してまいりました。

その結果、成長期にある中学生の心身の健全な発達には、望ましい食習慣の形成と栄養バランスに配慮した食事を摂ることが必要であることに加え、学校給食実施基準の趣旨及び食育を推進する教育的観点、さらに各家庭での生活実態等を鑑みると、今後「全員喫食」による中学校給食を前提とした食育が全国的に進んでいくことが想定されるため、「全員喫食」による中学校給食の実施が望ましいという意見でまとめられました。

また、給食の実施方式については、それぞれにメリットやデメリットがあることから、中学校での全員給食に取り組むことになった場合は、これまで小学校で行ってきた学校給食の観点を中学校でも進めていくことが必要であると考え、法令等の観点に則って、食育、地産地消、衛生管理の3つの観点から、衛生管理をはじめ、喫食までの時間、食育の取組、学校環境・学校運営への影響、必要になるコストなどを中心に協議を重ね、どの実施方式が河内長野市にとって望ましいかという検討を行いました。

特にこの検討の中で、3つの実施方式のセンター方式、自校調理方式、親子調理方式、それぞれ長所、短所があり、一概にどの方式が秀でているかについて、本検討委員会でまとめることは難しいという結果になりました。

しかしながら、市内小中学校の校舎・敷地の現状を踏まえると、自校調理方式による調理室を整備することになれば、教育環境の面から従来の教育活動に支障をきたすことが想定されること、そして現在小学校でも円滑に行われていることなどから、多数の委員からセンター方式がより現実的であるとの意見が示されました。

その一方で、親子調理方式を併用することにより、自校調理方式での実施可能との意見もありました。

なお、どのような方式で学校給食を実施する場合でも、イニシャル・ランニングともに多額の経費を必要とするため、河内長野市に対してその財源の確保に努めることとともに、将来にわたる負債をできる限り軽減できる方法を引き続き検討することを望みます。

次に、教職員の負担軽減の観点で一番の懸案事項である「給食費の公会計化」についても協議を行いました。現時点では実施している市町村の数が少ないうえに、公会計化の目的である「教職員の負担軽減」や給食費の滞納等の課題が解決されるかについて、引き続き研究を行い、慎重に検討を行うことを委ねます。

最後に、望ましい学校給食の実現に向けては、本答申書を十分活かしていただき、河内長野市の未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、中学校全員給食が早期に実現されることを切に望みます。

○河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例

令和2年9月28日

条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、河内長野市立小学校及び中学校設置条例(昭和56年河内長野市条例第1号)に規定する小学校及び中学校の学校給食のあり方を検討するため、河内長野市学校給食のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を河内長野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食のあり方に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) PTAの関係者
- (4) 市民

3 前項第4号に掲げる者は、公募するものとする。

4 委員の任期は、諮問についての調査、審議及び答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

河内長野市学校給食のあり方検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属	職 名
1号委員 (学識経験者)	車谷 哲明	大阪芸術大学	教授
2号委員 (学校関係者)	松原 澄規	河内長野市立西中学校	校長
	上代 婦美子	河内長野市立川上小学校	校長
	室賀 優輔	河内長野市立南花台中学校	首席
	宮阪 和代	河内長野市立長野中学校	指導教諭
3号委員 (PTAの関係者)	井上 早希	河内長野市学校給食会	理事
	高出 直子		
4号委員 (市民)	嶋田 宗明	一般公募市民	
	山口 綾子		